

エコプラント魚沼各種分析業務仕様書

本業務は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、魚沼市（以下「発注者」という）が行う、ごみ処理業務において各種関係令等に基づき必要とする分析業務を行うものです。

2 業務内容

- (1) 番 号 令8廃字第1号
- (2) 件 名 エコプラント魚沼各種分析業務
- (3) 履行場所 魚沼市 中島 地内（エコプラント魚沼）
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日
- (5) 検査項目

名称	件数	備考
ごみ質分析	一式	
種類組成分析	4	年4回 試料採取は発注者が行う
灰分		
可燃物		
低位発熱量（計算値）		
単位容積重量		
水分		
定位発熱量（実測値）	2	年2回 試料採取は発注者が行う
元素分析（C、H、N、O、S、Cl）		
総水銀	1	年1回 試料採取は発注者が行う
焼却残渣分析	一式	
水分	11	年11回 試料採取は発注者が行う
不燃物		
熱灼減量		
固化灰焼却残渣分析	一式	
アルキル水銀	2	溶出量試験 年2回 試料採取は発注者が行う
総水銀		
カドミウム		
鉛		
六価クロム		
ヒ素		
セレン		

シアン	1	溶出量試験 年1回 試料採取は発注者が行う
有機リン		
P C B		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
四塩化炭素		
1, 1, 1-トリクロロエタン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
ジクロロメタン		
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		
1, 3-ジクロロプロペン		
ベンゼン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
1. 4-ジオキサン		
熱灼減量		
総水銀	1	含有量試験 年1回 試料採取は発注者が行う
カドミウム		
鉛		
六価クロム		
ヒ素		
セレン		
ホウ素		
フッ素		
全窒素		
ばい煙測定	一式	
ばいじん	12	2炉×年6回
窒素酸化物		
硫黄酸化物		
塩化水素		
水銀	5	1炉×年1回 集塵器入口側 2炉×年2回
排ガス中のダイオキシン類測定	一式	
ダイオキシン類（排ガス）	2	2炉×年1回
固化灰中のダイオキシン類測定	一式	
ダイオキシン類（固化灰）	1	年1回

室内空気環境	一式	
重量分析	82	41箇所×年2回 A測定 1階9箇所、3階11箇所、灰バンカ室5箇所、所灰固化室5箇所、ホッパ室6箇所 B測定 5箇所（各所1箇所）
最終処分場跡地 観測井戸上流、下流水質分析	一式	
p H	2	2カ所×年1回 試料採取は発注者が行う
カドミウム		
全シアン		
鉛		
六価クロム		
ひ素		
総水銀		
アルキル水銀		
P C B		
ジクロロメタン		
四塩化炭素		
クロロエチレン		
1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン		
シス-1,2-ジクロロエチレン		
1,2-ジクロロエチレン		
1,1,1-トリクロロエタン		
1,1,2-トリクロロエタン		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
1,3-ジクロロプロペン		
チウレム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン		
1,4-ジオキサン		
電気伝導率※		
ダイオキシン類		

不燃残渣試験	一式	
アルキル水銀	1	溶出量試験 年1回 試料採取は発注者が行う
総水銀		
カドミウム		
鉛		
六価クロム		
ヒ素		
セレン		
シアン		
有機リン		
P C B		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
四塩化炭素		
1, 1, 1-トリクロロエタン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
ジクロロメタン		
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		
1, 3-ジクロロプロペン		
ベンゼン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
1, 4-ジオキサン		
不燃残渣試験	一式	
総水銀	1	含有量試験 年1回 試料採取は発注者が行う
放射性物質測定	一式	
放射性ヨウ素（ヨウ素131）	3	固化灰 年1回、主灰 年1回 不燃残渣 年1回 試料採取は発注者が行う
放射性セシウム（セシウム134）		
放射性セシウム（セシウム137）		
主灰（可燃残渣）中ダイオキシン類測定	一式	
ダイオキシン類	1	含有量試験 年1回 試料採取は発注者が行う

主灰（可燃残渣）試験	一式	
アルキル水銀	1	溶出量試験 年1回 試料採取は受注者が行う
総水銀		
カドミウム		
鉛		
六価クロム		
ヒ素		
セレン		
シアン		
有機リン		
P C B		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
四塩化炭素		
1, 1, 1-トリクロロエタン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
ジクロロメタン		
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		
1, 3-ジクロロプロペン		
ベンゼン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
1, 4-ジオキサン		
主灰（可燃残渣）試験	一式	
総水銀	1	含有量試験 年1回 試料採取は発注者が行う

3 提出書類 各種計量証明

4 その他

- (1) 受注者は、業務の再委託をすることは出来ないものとする。
- (2) 放射性物質検査結果については試料回収日の翌日に速報で検査結果を報告すること。
尚、翌日が休業日の場合は翌営業日とする。
- (3) 資料採取に必要とする容器は受注者が用意する。